

個人情報適正管理規定

特定非営利活動法人 eワーク愛媛

制定 平成 17 年 11 月 15 日

改定 平成 28 年 3 月 8 日

改定 平成 29 年 4 月 1 日

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、全ての就労準備支援事業担当者および、総務担当者とする。個人情報取扱責任者は理事長とする。
2. 個人情報取扱責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年 2 回以上実施することとする。
3. 個人情報のデータベースは事務所に設置するコンピュータ内に保管し、パスワード管理を行い常時閲覧できない状態とする。
4. 1 の個人情報取扱責任者は、利用者等から本人の個人情報についての開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等、客観的事実に基づく情報の開示を遅滞無く行うこととする。
更にこれに基づく訂正（削除を含む。以下同じ）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞無く訂正を行うこととする。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、個人情報取扱責任者は利用者等への周知に努めることとする。
5. 利用者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者が誠意を持って適切な処理をすることとする。
なお、個人情報に係る苦情処理担当者は、庶務担当者とし、苦情処理責任者は個人情報取扱責任者とする。

以 上